

諫早湾干拓干陸地における採草利用に係る規程

第 1 条 本規程は諫早湾干拓の干陸地において環境の保全に配慮しつつ、採草地としての効率的な利活用を図ることを目的とする。

第 2 条 諫早湾干拓の干陸地の維持管理は本規程の定めるところにより、これを行い、その利用者は本規程を遵守しなければならない。

第 3 条 本規程は河川法第 24 条により自給飼料生産のための採草利用を目的として占用許可を受けた諫早湾干拓調整池周辺の干陸地（以下「利用地」という。）の利用方法について定めるものとする。

第 4 条 本規程の対象者は長崎県が占用許可を受けた干陸地について、長崎県と管理委託契約を締結した農業団体、又は農業団体から管理の再委託を受けた者（以下「利用者」という。）とする。

第 5 条 利用者は利用地内で採草利用に係る行為以外の行為を行ってはならない。特に次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) たい肥及び化学肥料並びに農薬等の投入による調整池の水質悪化につながる行為をすること。ただし、除草した草を肥料として利用することは、この限りでない。
- (2) 堤防の護岸から 5 m 以内を耕作すること
- (3) 利用地で栽培した牧草を販売すること
- (4) 放牧をすること
- (5) 利用地の耕作を放棄すること
- (6) 河川及び堤防関連施設を損傷すること
- (7) 利用地及びその周辺地に土石等を捨てること

第 6 条 利用者は、採草等の河川への流入防止対策に努めなければならない。特に出水期の採草においては、気象情報を的確に把握し、採草後出水が予想されるときは、速やかな搬出に努めなければならない。

第 7 条 利用者は河川の美化愛護について常日頃からその保全に努めるとともに、利用地の除草を春及び秋の年 2 回程度実施しなければならない。

第 8 条 利用者は利用地を第三者に貸与し、また、耕作させてはならない。

第 9 条 利用者は、利用地の全部又は一部が河川工事又はその他の公共事業の支障となる場合においては、支障となる部分の利用地を放棄するものとする。

２ この利用地を放棄したことにより損害を受けたことについて、管理委託者、河川管理者及び公共事業施行者にその補償を請求しないものとする。

第１０条 利用者は次の各号に掲げる場合は、ただちに作業機械等を河川区域外に搬出しなければならない。

- (１) 利用地の刈取りが終わったとき
- (２) 長崎地方気象台から大雨注意報若しくは警報又は大雨洪水注意報若しくは警報が発令されたとき

第１１条 利用者は利用地を使用するにあたり、以前から耕作している農地の耕作を放棄してはならない。

第１２条 その他必要な事項は、これを改正することができる。

附 則 この規程は、平成２１年１０月８日より施行する。

附 則 この規程の改正は、平成２４年４月２日より施行する。

附 則 この規程の改正は、平成２９年６月１５日より施行する。

附 則 この規程の改正は、平成３０年２月９日より施行する。

附 則 この規程の改正は、平成３１年２月２７日より施行する。